

船舶事故調査報告書

令和4年7月6日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	転覆
発生日時	令和3年8月31日 14時10分ごろ
発生場所	福岡県岡垣町 ^{しおいり} 汐入川河口沖 波津港第1防波堤灯台から真方位100° 1.9海里付近 (概位 北緯33° 52.9′ 東経130° 36.3′)
事故の概要	水上オートバイマルサン丸は、遊走中、転覆した。
事故調査の経過	令和3年9月13日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	水上オートバイ マルサン丸、5トン未満（長さ2.85m）
船舶番号、船舶所有者等	290-62461福岡、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、特殊小型
負傷者	なし
損傷	推進機関に濡れ損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 ほとんどなし、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、汐入川河口沖を遊走中、船長が、左旋回する際、前方約10mを先行して航行中の水上オートバイの航走波を舷側寄りから乗り越えて、バランスを崩し、左舷側に傾斜して転覆した。</p> <p>船長は、転覆後に本船を復原させようと試みたが、復原させた経験が少なく、作業に時間を要した。</p> <p>本船は、機関区画に浸水して沈み始めていたので、船長が復原させることは難しいと判断して118番通報を行い、来援した巡視艇により汐入川河口にえい航された。</p> <p>船長は、友人の水上オートバイにより救助された。</p> <p>船長は、救命胴衣を着用していた。</p>
分析	本船は、遊走中、船長が左旋回する際、先行する水上オートバイの航走波を舷側寄りから乗り越えたことから、バランスを崩して左舷側に傾斜して転覆したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、遊走中、船長が左旋回する際、先行する水上オートバイの航走波を舷側寄りから乗り越えたため、バランスを崩して左舷側に傾斜して転覆したものと考えられる。
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 水上オートバイの船長は、前方から来る航走波等乗り越える際、旋回等して舷側寄りから波を乗り越えないよう注意するこ

と。

- ・水上オートバイの船長は、転覆した際に速やかに復原できるようにあらかじめ復原方法を確認し、後方に貼られている引きの方向を示すステッカーに従って、水上オートバイを回転させること。